



＜新宿区の地域生活支援拠点等の特徴、工夫した点＞

- 財政的な担保を得るため、新宿区第三次実行計画（平成28～29年）に計画事業として位置付ける
- 3障害（身体障害、知的障害、精神障害）別に相談支援拠点事業所を配置するとともに、中核機能を担う基幹相談支援センターと合わせて地域生活支援拠点等として位置付ける
- 現在実施している事業と地域生活支援拠点等として必要な機能・課題を洗い出し、整備・強化すべき方向性を明確化
- 相談支援専門員を増配置し、地域生活支援拠点等の3か所の事業所で土日相談を実施。緊急受け入れ先の短期入所につなぐなどワンストップで対応

1. 当該市町村・圏域の基本情報

人口	339,339人（平成29年4月1日現在 住民基本台帳）	
障害者の状況 （平成29年3月現在）	身体障害者手帳所持者 11,163人	療育手帳所持者 1,599人
	精神障害者保健福祉手帳所持者 2,670人	
	・障害者数 15,432人 ・障害者数は増加傾向で、中でも精神障害者の割合が増えている。（障害者自立支援法により障害福祉サービスの対象となったため） （障害者全体 平成24年3月：13,848人→平成29年3月：15,432人） （精神障害者 平成24年3月：1,992人→平成29年3月：2,670人） ・知的障害者及び身体障害者に関しては、65才以上の人の割合が増え、高齢化している。（身体障害者の60%は65歳以上。福祉タクシー券利用目的の新規取得者増加） ・区分の高い人の割合が増えており、重度化の傾向もみられる。行動障害、重複障害の人も増加。 ・一方で、精神障害者、知的障害者で軽度の手帳取得者も増加。（サービス受給や特別支援学校入学目的） （精神 3級 平成24年3月：476人→平成29年3月：828人） （知的 4度 平成24年3月：647人→平成29年3月：795人）	
実施主体	基幹相談支援センター、区立障害者福祉センター、社会福祉法人南風会 シャローム みなみ風、区立障害者生活支援センター、その他相談支援事業所	

2. 地域生活支援拠点等の整備にあたってのプロセス

検討を始めたきっかけ、検討開始時期

- ・財政的な担保を得るため新宿区第三次実行計画(平成28～29年)に計画事業として位置付け、平成27年度に検討を開始した。「シャロームみなみ風」の障害者支援施設と「区立障害者生活支援センター」が平成27年度に開設の際、これらを地域生活支援拠点等とすることをイメージしていた。
- ・具体的内容の本格的な検討開始時期は平成28年4月、国が示す5つの機能の中で新宿区の過不足分について、他市の事例も見学し、平成28年度中に検討を行った。



シャロームみなみ風

整備方針

- ・当初は24時間稼働している「シャロームみなみ風」と「区立障害者生活支援センター」の2か所を地域生活支援拠点等の事業所として考えていたが、地域自立支援協議会や当事者の意見により、以前から障害者の窓口的な役割を果たしていた「区立障害者福祉センター」を入れ、3か所の事業所を地域生活支援拠点等の中核とした。「区立障害者福祉センター」を含めることで、それぞれの専門性(身体障害、知的障害、精神障害)のバランスも良くなった。
- ・平成29年4月以降、土日の相談体制が整ったことから、整備完了時期は平成29年4月とした。

障害のある方が地域で安心して生活できるように

**区立障害者福祉センター、シャロームみなみ風、
区立障害者生活支援センター** では

土日にも相談可能
になりました

生活の困りごと について	障害や病気 について
◆ 掃除が苦手だけど、どうしたら良いかな。 ◆ 新宿区に引っ越してきたけど、どんな手続きをしたら良いの？	◆ 手帳を取得するには、どうしたら良いの？ ◆ 病院のことで相談したい。

福祉サービスの利用 について	サービス等利用 計画 について
◆ 日中、どこかに遊びたいな。 ◆ 外出する時にヘルパーさんにお手助けしてほしいな。	◆ ヘルパーさんに来てもらう日を変更したいな。 ◆ 計画のことで、土日に訪問してほしいな。

お気軽にお電話ください。(受付時間は9:00～17:00)
ご相談やサービス等利用計画の作成は無料です。

地域自立支援協議会等の活用

- ・福祉部門と精神保健部門で組成された庁内のプロジェクトチームで検討したものを、障害者施策推進協議会及び障害者地域自立支援協議会から意見聴取を行った。

関係者への研修・説明会開催等

- ・障害者団体連絡協議会及び身体・知的相談支援専門員研修において説明を行った。
- ・土日相談実施のパンフレットを区内施設等で配布した。

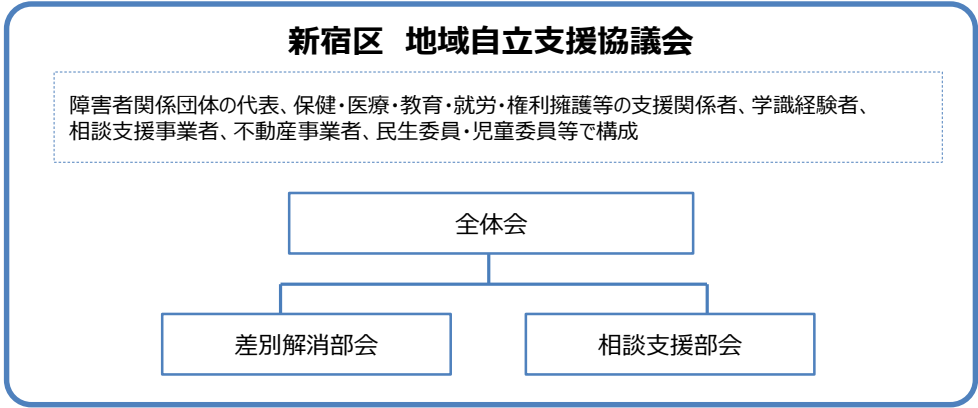
整備類型、必要な機能の検討・検証

- ・整備類型は、地域生活支援拠点等の3か所の事業所と基幹相談支援センターで進めていくため、併用整備型とした。
- ・地域に求められる5つの機能は、これまでも区の各事業の中で実施してきた。その中で、現在、区が課題としていることを洗い出し、その部分の強化を図ることを検討。併用型で面的に整備はしたものの、本体制がどのように機能していくかについては、実施の中で検証を続け、更なる整備の必要性を今後も検討していく。

地域自立支援協議会構成図 *新宿区障害者計画・第4期新宿区障害福祉計画 平成27年3月より作成

地域の実情・課題に応じた体制の整備の充実を図るため、協議を行う。

構成員：障害者関係団体の代表、保健・医療・教育・就労・権利擁護等の支援関係者、学識経験者、相談支援事業者、不動産事業者、民生委員・児童委員等



3. 必要な機能の具体的な内容

① 相談機能

相談支援専門員数	基幹相談支援センター 8人 (うち非常勤4人) 区立障害者福祉センター 2人 社会福祉法人南風会 シャロームみなみ風 2人 区立障害者生活支援センター 2人 うち 地域生活支援拠点等 事業で確保している人数：3人
相談事業にかかる費用	予算措置額：大半が指定管理料に包括されているため算出困難 活用している事業枠：同上

【実施機関】基幹相談支援センター、区立障害者福祉センター、社会福祉法人南風会 シャロームみなみ風、区立障害者生活支援センター、その他相談支援事業所

地域生活支援拠点等の3か所の事業所で土日相談を実施。緊急受け入れ先の短期入所につながるなどワンストップで対応

- ・「区立障害者福祉センター」、「シャロームみなみ風」、「区立障害者生活支援センター」では、相談支援専門員を増配置し、土日も相談（計画相談含む）を実施。相談内容によって緊急時受け入れ先の短期入所につながる等、ワンストップの対応を行っている。
- ・「区立障害者福祉センター」及び「区立障害者生活支援センター」は夜間も電話で相談を受けている。



シャロームみなみ風



障害者生活支援センター

地域生活支援拠点等の3か所の事業所で相談事業を強化、基幹相談支援センターは中核機能の強化を図る

- ・基幹相談支援センターは、相談支援の中核的な機能を担う立場として、他事業所での相談では対応が困難な相談内容を共有し、解決に向けた方法を一緒に考えている。また、地域生活支援拠点等の3か所の事業所との連携を進めるとともに、定期的に区内の相談窓口や特定相談支援事業所との連絡会を持ち、情報交換・情報共有を図っている。
- ・地域生活支援拠点等の3か所の事業所での相談事業を強化することで、セルフプラン率を下げ、基幹相談支援センターが本来の機能を果たせることを目指している。

② 緊急時の受け入れ・対応

平成28年度の緊急時の受け入れ・対応で確保している床数	区立障害者福祉センター 1床（緊急時2床可）
	区立新宿生活実習所 2床（緊急時3床可）
上記利用にかかる費用	社会福祉法人南風会 シャロームみなみ風 1床
	延利用者数 153床 ※シャロームみなみ風のみ
予算措置額：3,538千円（シャロームみなみ風のみ）	
活用している事業枠：緊急居室確保	

【実施機関】

区立障害者福祉センター、区立新宿生活実習所、社会福祉法人南風会 シャロームみなみ風

既存の24時間電話相談受付と緊急ベッド確保事業を継続実施

- ・平日は基幹相談支援センターで受付し、各短期入所事業所と調整して対応。土日は「シャロームみなみ風」が直接相談を受け対応している。
- ・緊急時の連絡は、本人や家族から直接連絡がくることが多い。今後、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターや地域のネットワークが充実すれば、指定特定相談支援事業者が受けたケースなども受け入れ要望が来ると予想している。



宿泊型施設

緊急時の定義を設定。利用者は短期入所の支給決定を受けた人が対象。原則、開始前日までの申し込みが必要

- ・以下のように緊急時の定義を行い、新宿区による短期入所の支給決定を受けた障害者のうち以下のいずれかに該当する人が利用している。

- ・申込理由：介護者の疾病、事故、出産、介護者の親族等の疾病、事故、出産、通夜、葬式、その他上記に準ずるもの
- ・申込方法：原則として利用開始の前日までに申し込みが必要
- ・平日の午前8時30分から午後5時まで 障害者福祉課支援係
- ・夜間午後5時から午後9時まで、休日午前10時から午後9時まで シャローム南風で電話受付が可能。
- ・対象者：知的障害者、知的・身体重複障害者、概ね小学5年生以上の障害児

- ・「シャロームみなみ風」は緊急枠があるため、事前面接無しでも受け入れ可能であるが、他の事業所は、事前面接と定期利用が必要である。
- ・緊急利用は短期入所の支給決定を受けている人が対象であるため、特例給付を使ったことはない。
- ・差し迫った緊急時は救急車や警察に連絡することになるため、施設での緊急受け入れ件数はそれほど多くない。

緊急利用からロングステイになる場合、区外の施設に依頼

- ・緊急度合によって1週間で退所が難しい場合は、区外（都内）でミドル、ロングステイを依頼することも多い。施設入所待ちの間を短期入所をつないでいるケースもある。
- ・区外、都内に入所する場合は必ず職員が1人同行し、家族がいれば同行してもらう。今までに、四国、青森、北海道への入所があった。



施設入所支援

③ 体験の機会、場

平成28年度の体験の機会、場 利用者数	短期入所利用者に体験利用の要素があるというだけのため、 利用者数は不明
上記利用にかかる費用	予算措置額：区立は指定管理料に包括されており算出困難。 民間は特に予算措置なし 活用している事業枠：同上

【実施機関】

区内短期入所事業所 6 か所12床（区立 4 か所、社会福祉法人 2 か所）＋グループホーム

区内短期入所事業所 6 か所で実施していた一人暮らしの体験を継続提供

- ・従来から、区立の短期入所事業所を利用し、親元を離れる体験、一人暮らしの体験を提供している。
- ・平成29年11月に開設のグループホームには、体験利用が1床、短期入所が1床あり、体験利用に活用していく。



グループホームでの食事風景

施設名	提供サービス (定員)			主たる対象者					
	短期 入 所	日中 ショート ステイ	※1 緊急利用	身体 障害	知的 障害	精神 障害	児 童	利用年齢 (原則)	※2 医療的 ケアを要する方
◆区立あゆみの家	1	1	無	○	○	×	△	宿泊 中学生以上 日中 小学生以上	×
◆区立障害者福祉センター	1	1	有	○	○	×	△	15歳以上	×
◆区立新宿生活実習所	2	2	有 要相談	△	○	×	△	小学生以上	×
区立障害者生活支援センター	2	無	無	×	×	○	×	18歳以上	×
(社福) 邦友会 新宿けやき園	2	4	無	○	△ 重複 のみ	×	△	宿泊 15歳以上 日中 6歳以上	要相談
(社福) 南風会 シャロームみなみ風	4	無	有	△ 重複 のみ	○	×	緊急 利用 のみ	18歳以上 (緊急利用は概ね 小学5年生以上)	要相談

※1 緊急利用については「5 緊急利用について」、※2 医療的ケアを要する方については「6 医療的ケアについて」にて詳細をご確認ください。

④ 専門的人材の確保、養成

専門的人材の確保、養成に かかる費用

予算措置額：12,893千円

活用している事業枠：障害者地域生活支援体制業務委託（相談業務に関する委託料も含む）、障害者医療的ケア体制支援事業、障害者自立支援ネットワーク

自立支援ネットワークによる会議・研修。さらに平成29年度から社会福祉法人に委託して研修を実施

- ・分野別会議の実施（障害者相談支援窓口連絡会、特定相談支援事業所連絡会、障害福祉サービス事業所懇談会）
- ・研修会の実施（職員相互研修、障害者「ホームヘルパー」研修会、障害者「相談窓口職員」研修会、障害者「ケアマネジメント」研修会、ケアマネジメント「スキルアップ」研修会）。
- ・スーパーバイザーの派遣（個別ケース支援）
- ・平成29年度からは地域生活支援拠点等の事業所の中核の1つである「シャロームみなみ風」に研修コーディネーターを配置して研修事業を委託することで専門性の向上を図る。



研修会

医療的ケアの人材確保・養成は、病院と訪問看護ステーションからなる共同事業体に業務委託

- ・医療的ケアの人材確保及び養成に関しては、病院と訪問看護ステーションからなる共同事業体に業務委託し、看護師の現地派遣による指導、講習会及び喀痰吸引等第3号研修を実施している。実践的な指導や対応方法を学ぶことで、障害福祉と医療・介護における垣根を取り払うような効果も期待している。

⑤ 地域の体制づくり

地域の体制づくりにかかる費用	予算措置額：活用している事業費の一部で実施しているため、算出困難 活用している事業枠：障害者地域生活支援体制業務委託、障害者自立支援ネットワーク、自立支援協議会
障害者自立支援ネットワーク、地域自立支援協議会、社会福祉法人により、事業所間や地域との連携を図る ・新宿区障害者自立支援ネットワークによる事業所懇談会や相談窓口連絡会等を行い、ネットワーク化を図っている。 ・平成29年度からは、「シャロームみなみ風」に研修事業を委託することで、専門性の向上を図ると共に、事業所間の連携強化を目指している。 ・地域課題に関しては、地域自立支援協議会の中で協議を行っている。	

⑥ その他付加している機能

費用	予算措置額：指定管理料に包括されているため、また下記事業枠の中で実施しているため算出困難 活用している事業枠：相談事業の中でピアカウンセリング事業も実施、地域生活支援事業の「日中ショート」、障害者支援施設事業運営費補助
ピアカウンセラー事業を実施 ・区立障害者福祉センターでピアカウンセリング事業を行っている。 ・若年性認知症の会や高次脳機能障害の会も加わり、ピアカウンセラー数は増加している。 ・ピアカウンセラーにつなげたケースも多い。 短期入所・日中ショーツステイを実施 ・介護をしている家族の休養や、病気・事故などで一時的に介護を受けられない障害者等を対象として障害者総合支援法に基づく「短期入所」、地域生活支援事業の「日中ショート」を行っている。 短期入所事業所では、医療的ケアが必要な人も受け入れている ・医療的ケアの対応範囲は、座薬・経管栄養・夜間吸引・気管切開の管理・ガス抜き及び浣腸・バルーンカテーテルを想定している。 ・本人の状況等により施設での受け入れが困難な場合があるため、施設（「シャロームみなみ風」、「新宿けやき園」）に直接相談する。	

4. 地域生活支援拠点等の具体的な活用事例

＜地域生活支援拠点等利用事例1＞

利用者の属性

- ・20代男性。特例子会社に就労中。

利用した経緯

- ・母親からの申し込み。

利用状況

- ・幼少期に交通事故により高次脳機能の障害を負い、愛の手帳を取得してから両親と暮らしてきた。そろそろ一人暮らしを目指したいということで、母親が一人暮らしの練習が出来る場を探して区立障害者福祉センターに来訪、ショートステイを本人と一緒に契約した。母親から、「見守り等をしてほしい」、「失敗から学ばせたい」という要望があった。本人は就労しているが時間配分が難しい人だったので、遅刻しないよう時間のお知らせはしたが、それ以外はほとんど口を出すことなく、見守る体制で行った。
- ・母親の要望が「親に対して甘えをもつので、第三者の目でも見てもらいたい」ということだったので、数回短期入所の体験を行なった。高次脳機能障害があったので、高次脳機能障害の家族会の料理プログラムに参加するなど、自立訓練も行った。

利用の効果等

- ・現在、一人暮らしに移行している。自炊もしており、ヘルパーができないところをフォローしている。

＜地域生活支援拠点等利用事例2＞

利用者の属性

- ・40代男性。知的障害。愛の手帳2度。

利用した経緯

- ・障害者福祉課の担当より、両親と暮らしている在宅の人がいるが、週2日程度、区立障害者福祉センターの日中ショートを利用できないかという相談が入る。
- ・約10年前までは、生活介護を2か所利用（1か所は短期間、1か所は数年間）していたが、母親が生活介護での人間関係がうまくいかず、利用を止めた。その後は在宅で全くサービスを使わず、サービス利用を頑なに拒否していた。
- ・本人は散歩好きで常に歩いていたが、母親が膝が悪くなり付き添えなくなったため相談があった。

利用状況

- ・週2日、区立障害者福祉センターで日中ショートを利用している。送迎はヘルパーによる移動支援を利用している。

利用の効果等

- ・今までサービスを利用していなかったため、本人の様子や健康状態を両親以外の第三者が把握することが難しかった。現在は、相談支援専門員、区立障害者福祉センターの職員、移動支援のヘルパーが定期的に確認し、第三者との関わりが多くなることで本人の様子を多面的に見ることが出来るようになった。また高齢の両親のレスパイトも出来るようになった。

5. 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

地域生活支援拠点等の具体的なデザインづくりは今後の課題

- ・併用整備型で始めたものの、どのような形が理想的なのか具体的なデザインがまだできていない。平成29年4月に始まったばかりなので、進めながら不足部分を探っていきたい。
- ・現時点で、新宿区はグループホームと生活介護が足りないと言われている。地域生活の場として必要性を感じている。
- ・地域生活の場を充実すればするほど、その分、日中活動の場や医療的ケアへの対応も必要になる。「シャロームみなみ風」の障害者支援施設が出来て、地域で生活できるようになった分、日中活動の場も不足が出てきている。

医療的ケアを提供できる職員を増やすための指導員確保～共同事業体で対応

- ・医療的ケアを行う施設の指導員の確保が課題。
- ・現場では医療職と福祉職の考え方にギャップが生じており、福祉職の支援員が、医療的ケアが必要な人が通う日中活動の場が必要と思っても、看護師は医師の指示がなければ医療的ケアができない。
- ・また、医療的ケアを実施する人材の確保も課題。共同事業体では、最近6年間に、新宿区に2か所ある福祉ホーム（重度身体障害者のグループホーム）で週1回職員への指導、福祉ホームの24時間対応のバックアップ（福祉ホームからの電話待ち受け）、生活介護事業所で医療的ケアを行っている「シャロームみなみ風」と「区立あゆみの家」に看護師を派遣して喀痰吸引等第3号研修、新宿区全体での講習会等を行った。

困難事例への対応

- ・強いこだわりや行動障害があるため事業所に対応できず、親も疲弊したり病気がちで障害者のケアができない場合、サービスのみの対応では限界がある。行動障害の人に寄り添えるプラン作成が必要だが、本人の気持ちを理解するのは難しい。
- ・自宅に何年も引きこもっている人へ働きかけて、必要に応じて障害福祉サービス等につなげる策がなく課題となっている。アイデア出しができるチームづくりが必要と考えている。